

なばいかでかこり侍らず候べき、あやまりて御まもりと成て候は、今より後は御内の吉事などをば、かならず告えらしめまいらすべく候といひて、かしまりゐたるとみるほどに夢さめぬ、夜もあけてまらくと成にければ、大納言をき給ひて、はしのやり戸をあけて見出されければ、夢にこれ大童子が居たると見つる木のもとに、老狐の毛なきが一疋有、大納言を見奉ておそれたるていにて、やをらすのこの下へはひ入にけり、ふしぎにおぼえて、其日のきつねがりはとどめてけり、其後はばけものながくなく成ぬ、家中に吉事あらんとては、かならずきつねないてつげ、れば、かねて思ひまりけるとぞ。

〔堺鑑中〕釣狐寺

南莊少林寺ノ塔頭、永徳年中ニ耕雲庵ト云アリ、其住僧伯藏主ト云リ、此僧鎮守稻荷明神ヲ信仰シテ、毎日法施不怠、或時神感應有テ、森ノ中ニ三足ノ野狐アリ、抱歸テ養愛ス、此狐ニ有靈、達隨仕用、追賊難事アリ、其孫々三足ニシテ、今ニ至寺内ニ住居ス、稻荷靈驗新也、世ニ云傳、釣狐ノ狂言又ハ、共此寺ヨリ發リ、然ハ才覺ナリシ狐ノ謀ナレバ、其時大藏某狂言ニ作シテ、彼狐感ジ、老翁ニ化シテ狂言ヲ見テ、猶野狐ノ骨髓動ヲ口傳セシトナリ、誠ニ狂言綺語トハ云ナガラ、道ニ達シヌレバ、如是奇特モ有事ニヤ、尤家ノ大事トスル狂言也。

〔利根川圖志四〕稻荷藤兵衛佐倉より一里餘り東の方墨村の百姓なり、この男常に狐をとる事

に妙を得たり、故にたうか藤兵衛といふ、物類稱呼に、世俗きつねをいなりの神使なりといふ、故に稻荷の二字を音になへてたうかと稱するなるべし、

藤兵衛常に自分居屋鋪の裏にブツチメ狐を捕る仕かけ也を拵らへ置、此所へつれ來りて捕と云、ある時

用事ありて、常州水戸へ往し歸り、おなばけの原にて、狐に出逢し、故この狐を欺し誘して、我が家

へつれ歸り、裏山のブツチメにかけて捕しとなり、此道法十里あまり在て、その内に、舟渡三ヶ所

ありといへり、また或日藤兵衛千葉野を通りける時、狐に出逢し、故欺し來りてブツチメに懸ん